

## II 価格の決定

### 1 指標価格

機構業務の基礎となる 19 砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格については、価格調整法第 3 条の規定に基づき、食料・農業・農村基本政策審議会の意見を平成 19 年 9 月 6 日に聴取した上で同月 14 日に次のとおり告示された。

- 砂糖調整基準価格 1,000 キログラムにつき 149,450 円  
(149,500 円)

(注) ( ) 内は 18 砂糖年度の国内産糖合理化目標価格である。

### 2 輸入糖関係決定価格等

#### (1) 調整率及び 2 次調整金

19 砂糖年度に適用される価格調整法第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第 24 条第 1 項の農林水産大臣が定める額（指定糖市価参酌用調整金）は、平成 19 年 9 月 14 日に次のように告示された。

- 指定糖調整率 100 分の 33.99（100 分の 33.98）  
○ 指定糖 2 次調整金 1,000 キログラムにつき 24,290 円（24,258 円）

(注) ( ) 内は 18 砂糖年度の適用価格である。

#### (2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第 7 条によりその輸入申告のときに適用される平均輸入価格とされており、同法第 6 条及び同法施行令の規定に基づき、農林水産大臣により定められ、3 カ月ごとに次のように告示された。（第 1 表）

平均輸入価格

適用期間の初日前 10 日から過去 90 日間の NY 粗糖現物価格の平均	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り等	=	平均輸入価格
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 39,080 円（平成 19 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 36,770 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 38,560 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 37,620 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格と砂糖調整基準価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

価格調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の3ヶ月ごとに次のように定められ告示された。

- ・適用期間 平成19年4月1日～6月30日まで  
1,000キログラムにつき 2,078円（平成19年3月29日告示）
- ・適用期間 平成19年7月1日～9月30日まで  
1,000キログラムにつき 2,084円（平成19年6月28日告示）
- ・適用期間 平成19年10月1日～12月31日まで  
1,000キログラムにつき 2,029円（平成19年9月28日告示）
- ・適用期間 平成20年1月1日～3月31日まで  
1,000キログラムにつき 1,839円（平成19年12月28日告示）

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

19砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の規定に基づく異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成19年9月14日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 165,942円（170,310円）
- ・異性化糖調整率 100分の12.37（100分の11.83）
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000キログラムにつき 479円（545円）

（注）（ ）内の数字は18砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

価格調整法第13条第1項の規定による国内産異性化糖及び同法第2項の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖（以下「輸入異性化糖等」という。）の機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあつては、輸入申告の際に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定により、国内産異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要な生産地域における市価の平均額、輸入諸掛り、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された。（第2表）

- ・適用期間 平成19年4月1日～6月30日まで  
1,000キログラムにつき 114,083円（平成19年3月29日告示）

- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 113,915 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 113,369 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 118,314 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

### （3）異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第 11 条第 1 項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣により定められ、3 ヶ月ごとに告示された。

- ・適用期間 平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 107,625 円（平成 19 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 106,344 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 99,771 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 99,393 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

### （4）機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、価格調整法第 15 条第 1 項の規定により、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の 3 ヶ月ごとに算定されることとなっている。

しかし、価格調整法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととなっており、平成 19 事業年度の機構売戻価格は算定されなかった。

## 4 国内産糖関係決定価格

### （1）国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は、価格調整法第 22 条第 2 項に基づき、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額に、甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額から、政令で定めるところにより、輸入に係る粗糖につき同法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

平成 19 年産については、てん菜糖及び甘しや糖の国内産糖交付金単価は、ともに平成 19 年 9 月 12 日に次のように告示された。（第 3 表）

- ア てん菜糖  
1,000 キログラムにつき 21,220 円
- イ 甘しや糖

(ア) 鹿児島県産

種子島	1,000 キログラムにつき	60,236 円
奄美大島	1,000 キログラムにつき	87,383 円
喜界島	1,000 キログラムにつき	66,241 円
徳之島	1,000 キログラムにつき	58,011 円
沖永良部島	1,000 キログラムにつき	71,700 円
与論島	1,000 キログラムにつき	89,713 円

(イ) 沖縄県産

沖縄県本島	1,000 キログラムにつき	54,502 円
沖縄本島内	1,000 キログラムにつき	51,752 円
伊是名島	1,000 キログラムにつき	116,096 円
久米島	1,000 キログラムにつき	83,292 円
南大東島	1,000 キログラムにつき	91,011 円
北大東島	1,000 キログラムにつき	125,845 円
宮古島	1,000 キログラムにつき	57,400 円
伊良部島	1,000 キログラムにつき	74,302 円
石垣島	1,000 キログラムにつき	69,297 円

5 甘味資源作物の交付金単価

甘味資源作物交付金単価は、価格調整法第 20 条第 2 項に基づき、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額から対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡の価格に相当する額を控除して得た額を基準として農林水産大臣が糖度別に定める。

平成 19 年産については平成 18 年 9 月 28 日に次のように告示された。(第 4 表)

甘味資源作物交付金の単価

糖度 13.1 度以上 14.3 度以下のもの	1,000 キログラムにつき	16,320 円
-------------------------	----------------	----------